

## 産業横断 職務発明制度フォーラム 開催 2012.12.11

一般社団法人電子情報技術産業協会

日頃より、当協会諸事業へのご高配を賜り、ありがたくお礼申し上げます。

日本知的財産協会（JIPA）を始めに、関係各団体とともに、当協会（特許専門委員会）では、標記の「産業横断 職務発明制度フォーラム」を、12月11日（火）午後開催することといたしました。

ご参加に当たりましては、次のご案内の通り、日本知的財産協会（JIPA）様にて申込・受付となります。

【申込】 [https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu\\_hatsumei\\_forum.html](https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu_hatsumei_forum.html)

年末のご多忙な時期の開催となりますが、産業界での今後の職務発明制度を考える重要な機会でございますので、お誘い合わせの上、ぜひご参加を賜りますようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

2012年11月14日

日本知的財産協会  
事務局長 土井 英男

平素は当協会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。  
当協会、経団連、製薬協、JEITA共催の「産業横断 職務発明制度フォーラム」についてご案内いたします。

ご承知のとおり、「知的財産推進計画2012」において、「職務発明制度を始めとする知財管理の在り方の検討：職務発明制度について、国内外の運用状況を調査・分析し、従業者発明の取扱いを含めた望ましい知財管理の在り方について検討を行い、結論を得る。（短期・中期）（経済産業省）」とされておりますが、これに基づき、先般、（一財）知的財産研究所から会員会社にもアンケート調査が実施されたところでもあります。

一方、産業界においても、イノベーション促進、グローバル競争力強化等の観点から、職務発明制度の在り方について種々検討を進めているところでありますが、この程、その一環として下記のとおり、関係業界団体共催により「業種横断職務発明制度フォーラム」を開催することといたしました（本フォーラムの内容については、以下のページにてご確認ください）。

[https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu\\_hatsumei\\_forum.html](https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu_hatsumei_forum.html)

つきましては、年末の多忙な時期ではありますが、本フォーラム開催の趣旨をご理解いただき、多数の方が参加されますようお願いいたします。

記

【日時】 12月11日（火曜日） 13時30分から17時45分

【場所】 日本消防会館（ニッショーホール）

【共催】 日本知的財産協会、日本製薬工業協会、（一社）電子情報技術産業協会、（一社）日本経済団体連合会

【定員】 700名 ※入場無料・事前申込制

【締切】 2012年11月30日（金） ※定員になり次第、締め切ります。

【申込】 以下のページよりお申込みください。

[https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu\\_hatsumei\\_forum.html](https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu_hatsumei_forum.html)

以上

\*\*\*\*\*

# 産業横断 職務発明制度フォーラム

～ 見えてきた課題、我が国のイノベーションに  
寄与する知財管理の在り方を考える ～

開催場所：日本消防会館

(ニッショーホール)

開催日：2012.12.11(火)

13:30-17:45

(受付開始13:00～)

日本のイノベーション(特に、産業の発達)を支える国内発明の大多数は職務発明として企業内で成され、企業から特許出願される。職務発明を適切に扱うことは、我が国の産業政策上極めて重要な課題である。

今日の発明創生・製品化・事業化プロセスは、発明者を含めた多くの従業員による様々な貢献によって成り立っている。このような中、特許法は発明者のみの権利を規定しており、運用においては他の従業員とのバランスに留意する必要がある。

また、国際的に、我が国の職務発明制度は特異であり、企業がグローバルに活動する際、制度調和の観点での検討が必要である。

さらに、同制度は2004年に改正されたが、合理性の判断基準が明確でないために、訴訟リスクが依然として解消されていないのではないかとこの観点から議論が必要である。

本フォーラムでは、産業界の実情や有識者の意見を踏まえ、現行職務発明制度の課題等を浮き彫りにしたい。その上で、我が国産業のイノベーション促進や、国際産業競争力強化に寄与するという視点から、皆さんとともに、改めて職務発明制度について考えたい。

## 申込み 方法

本フォーラムには事前登録が必要です。  
下記URLよりお申込みください。

[https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu\\_hatsumeij\\_forum.html](https://www.jipa.or.jp/form/12shokumu_hatsumeij_forum.html)  
注) 定員(700名)になり次第締め切らせていただきます。

参加無料

<申込み締切>  
11月30日

## お問合せ

日本知的財産協会 政策・広報G  
TEL: 03-5205-3433  
E-mail: forum@jipa.or.jp

共催：日本知的財産協会  
日本製薬工業協会  
一般社団法人 電子情報技術産業協会  
一般社団法人 日本経済団体連合会  
後援：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会  
公益社団法人 新化学技術推進協会  
一般社団法人 日本鉄鋼連盟



13:30-13:35

開会の挨拶

13:35-15:05

基調講演

職務発明制度に関する基礎的考察

職務発明制度は、企業活動において発明をなした従業者の保護、従業者と会社(使用者等)との利益衡量の為に導入されたと理解されている。しかしながら、現状では発明者へのインセンティブ的側面が強調され、裁判所の判決では、事業化に至る種々の要素を十分に考慮されることなく、高額の特許料支払いを命じる判決が目撃されている。結果として、裁判所の考える相当の特許料と企業が社内規程で定める金銭額との間にギャップが生じ、企業は自主的な取決め(社内規程)が不合理とならないように制度運用に多大な労力とコストを費やしている。このようなギャップ、社内規程での運用に不合理と判断されるリスクについて職務発明制度の趣旨に立ち返って、その解消の可能性について考察する。



飯田 秀郷氏  
(弁護士)

職務発明制度はイノベーション促進に有効か

今日の企業での発明創生・製品化・事業化プロセスは、多くの従業者による様々な貢献によって成り立っており、また企業は発明から事業化までのリスクを負担しており、イノベーションはチームワークによって生まれている。一方、職務発明制度は、成功した発明について特定の発明者のみに法定の特許請求権を認めており、企業の事業設計、従業者間の公平性を阻害しかねない制度ともなっている。本講演では、「日欧米の発明者の発明への動機と報酬:発明者サーベイからの知見」に関する研究成果を紹介すると共に、企業のイノベーション促進のためには、発明者とその他の従業者に対するインセンティブはどのような形であるべきかについて考察する。



長岡 貞男氏  
(一橋大学教授)

日本の制度との対比における欧米諸国の職務発明制度

発明の帰属、企業への移転メカニズム、発明者へのインセンティブ付与制度(対価、報償支払)に関する法律の強行規定と企業に与えられる運用への自由度、及び発明者と企業の紛争回避・解決制度を中心に、日米欧の職務発明制度を比較する。更に、欧米企業の職務制度の運用状況や日本の職務制度に対する意見を踏まえ、企業の発明実用化への投資のインセンティブの担保及びグローバルな活動の推進という観点から日本の制度の問題点を検討する。



竹中 俊子氏  
(ワシントン大学教授)

15:20-17:40

パネルディスカッション

最近の発明創生・製品化・事業化プロセスの変化やグローバル競争における企業のリスク、職務発明制度の運用のための負担について各技術分野の企業の担当者から企業の現状について述べてもらう。それを踏まえて、特に我が国の経済発展や企業のイノベーション促進、グローバル競争力強化に寄与しているかという観点から、職務発明制度の課題等について議論する。

プログラム

コーディネータ



石川 浩氏  
(JIPA常務理事)

パネリスト

飯田 秀郷氏  
(弁護士)

長岡 貞男氏  
(一橋大学教授)

竹中 俊子氏  
(ワシントン大学教授)

パネリスト



柳川 範之氏  
(東京大学大学院教授)

パネリスト



上柳 雅誉氏  
(セイコーエプソン株)

パネリスト



鈴木 崇氏  
(日立製作所)

パネリスト



森田 拓氏  
(アステラス製薬株)

17:40-17:45

閉会の挨拶